

田 村 市

商工課取り扱い 各種支援制度一覧


田村市産業部商工課

R6. 4. 1現在

目次


NO. 1	店舗バリアフリー改修補助事業（事業者向け）	1
NO. 2	田村市商店街にぎわい事業補助金（事業者向け）	2
NO. 3	買い物弱者・商店街活性化補助事業（事業者向け）	4
NO. 4	創業スタートアップ支援事業（事業者向け）	6
NO. 5	中小企業・小規模事業者支援補助事業（事業者向け）	8
NO. 6	クラウドファンディング活用支援事業（事業者向け）	9
NO. 7	セーフティネット保証制度（事業者向け）	11
NO. 8	中小企業経営合理化資金制度保証料低減額負担金事業（事業者向け）	12
NO. 9	中小企業借入金利子補給事業（事業者向け）	14
NO. 10	新規雇用企業等支援金交付事業	15
NO. 11	工場立地奨励金	16
NO. 12	（国制度）自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	17
NO. 13	（国制度）ふくしま産業復興投資促進特区	18
NO. 14	（県制度）イノベ構想の推進に係る税の優遇措置	19
NO. 15	（国制度）先端設備等導入計画	20

NO. 1 店舗バリアフリー改修補助事業（事業者向け）

1 支援の種類	店舗バリアフリー改修補助金の交付	
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>市内業者の事業活動を支援し、もって地域経済の活性化を図るとともに、高齢者、障害者等の社会参加を促進するため、店舗のバリアフリー改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○補助対象者（いずれにも該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に自らが営む店舗を有する中小企業者 ・市税を滞納していない者 <p>○補助対象となる改修工事（いずれにも該当する工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内業者が施工するものであること ・工事に要する経費が5万円以上（消費税及び地方消費税を除く）であること ・当該工事について市から他に補助等を受けていないこと。 <p>○補助金の額</p> <p>バリアフリー改修工事に要した経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。</p>	
3 申請方法及び申請書類	<p>事業開始の1カ月前までに商工課へ書類提出が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①バリアフリー改修工事に要する経費の見積書 ②改修計画図その他改修方法を示す図書 ③工事着手前の現況写真 ④店舗の所有者が確認できる書類 ⑤店舗バリアフリー改修工事実施同意書 ⑥登記事項証明書その他中小企業者に該当が確認できる書類 ⑦収支予算書 ⑧市長が必要と認める書類 	
4 申請先	商工課	
5 ホームページ	<p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/tenpo-barrier-free.html</p>	
6 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	

NO. 2 田村市商店街にぎわい事業補助金（事業者向け）

1 支援の種類	補助金の交付														
2 支援の内容	<p>○補助金の概要</p> <p>市内の商店会等が商店街のにぎわい創出のため、商店街の空き店舗又は空き地を店舗、コミュニティスペース、その他商店街の集客力向上に寄与する施設として活用する場合において、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○空き店舗賃借料補助</p> <p>(1) 対象事業</p> <p>商店街の空き店舗又は空き地を集客力向上のためのコミュニティスペース又は店舗として使用する場合の賃借料を補助する事業</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>空き店舗又は空き地を休憩地、ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場等のコミュニティスペース又は店舗に使用する場合の賃借料</p> <p>(3) 補助率</p> <table border="1" data-bbox="475 1066 1369 1888"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>新規創業者</th> <th>一般店舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>10/12 以内 (県 5/12 以内) (市 5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 2/3 以内</td> <td>8/12 以内 (県 4/12 以内) (市 4/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>7/12 以内 (県 3.5/12 以内) (市 3.5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内</td> <td>6/12 以内 (県 3/12 以内) (市 3/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内</td> <td>4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/4 以内</td> </tr> </tbody> </table>		補助率		新規創業者	一般店舗	1年目	10/12 以内 (県 5/12 以内) (市 5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 2/3 以内	8/12 以内 (県 4/12 以内) (市 4/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内	2年目	7/12 以内 (県 3.5/12 以内) (市 3.5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内	6/12 以内 (県 3/12 以内) (市 3/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内	3年目	4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内	4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/4 以内
	補助率														
	新規創業者	一般店舗													
1年目	10/12 以内 (県 5/12 以内) (市 5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 2/3 以内	8/12 以内 (県 4/12 以内) (市 4/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内													
2年目	7/12 以内 (県 3.5/12 以内) (市 3.5/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/2 以内	6/12 以内 (県 3/12 以内) (市 3/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内													
3年目	4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/3 以内	4/12 以内 (県 2/12 以内) (市 2/12 以内) 市が単独で補助する事業の場合は 1/4 以内													

		補助限度額	
	総額	300 万円 (25 万円/月) 市が単独で補助する事業の 場合は 150 万円 (12.5 万円 /月)	240 万円 (20 万円/月) 市が単独で補助する事業の 場合は 120 万円 (10 万円/ 月)
	内訳	県 150 万円 (12.5 万円/月) 市 150 万円 (12.5 万円/月)	県 120 万円 (10 万円/月) 市 120 万円 (10 万円/月)
<p>○空き店舗改装費補助</p> <p>(1) 対象事業 商店街の空き店舗又を集客力向上のためのコミュニティスペース又は店舗として使用する場合の改装費を補助する事業</p> <p>(2) 補助対象経費 空き店舗を休憩地、ミニギャラリー、テーマ館、イベント広場等のコミュニティスペース又は店舗に使用する場合の改装工事費 (内装及び外装)</p> <p>(3) 補助率 補助率市 1/2 以内 補助限度額 100 万円</p>			
3	必要書類等	補助金等交付申請書に、下記の書類を添えて事業開始の1カ月前までに提出 事業計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)、空き店舗改装工事実施同意書(様式第2号の2)、その他	
4	申請先	商工課	
5	ホームページ	市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/nigiwaikassei.html	
6	お問合せ	商工課 TEL 82-6677	

NO. 3 買い物弱者・商店街活性化補助事業（事業者向け）

1 支援の種類	買い物弱者・商店活性化対策補助金
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>身近な商店の減少等により日常生活に必要な食料品等の購入が困難な買い物弱者の対策と残存商店の活性化を図るため、食料品等の移動販売及び宅配サービスを行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○補助対象者（いずれにも該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していない者 ・食品衛生法その他の法令を遵守している者 <p>○補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①移動販売 ②宅配サービス <p>○対象品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品 ・食品食材（米穀、青果、精肉、魚、パン等） ・介護、乳幼児製品 ・その他 <p>原則、弁当・酒類等及び燃料等のみの宅配サービス又は移動販売は対象に含まない。また、出前及び仕出し等は対象に含まない。</p>
3 補助対象経費及び補助金の額	<p>①移動販売</p> <p>対象経費は人件費と燃料費</p> <p>一月の上限額は1万円（1週間に原則2回以上定期的を実施すること）</p> <p>補助限度額12万円（1万円／月）</p> <p>②宅配サービス</p> <p>対象経費は人件費と燃料費</p> <p>人件費は1回ごとに800円（午前・午後各上限1回）</p> <p>燃料費は25円／キロ（一日の上限額は250円）</p> <p>※人件費と燃料費の合計で、一月の上限額は1万円</p> <p>補助限度額12万円（1万円／月）</p>
4 申請書類	事業実績書、その他市長が必要と認める書類
5 申請先	商工課


6 ホームページ	市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kaimonopakusya.html	
7 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	

NO. 4 創業スタートアップ支援事業（事業者向け）

1 支援の種類	創業スタートアップ支援事業補助金
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>創業と新たな雇用の創出を支援し、持続的な地域経済活動を創出することを目的に、計画的に創業を図る創業者に対して、費用の一部を補助する。</p> <p>○補助対象者（いずれにも該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業を興す個人又は法人であること。 ・市税等の滞納がないこと。ただし、申請の時点で市外に居住している場合は、居住地に対する市税等の滞納がないこと。 ・申請する者が個人の場合、市内に居住していること（創業に伴い市内に居住する場合を含む）。 ・国や県、市及びその他の団体等が主催する人材育成や、スキルアップのための研修等の受講者であること。 ・本事業に要する経費に対して、国又は県、その他の団体等から補助金等の交付を受けていないこと。 ・暴力団等反社会的勢力に関与していないこと。
3 補助率及び 交付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率2／3に該当する額 ・上限50万円（補助金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。
4 補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・設備工事費（店舗の新築、改築、増築、改修に係る経費。ただし、設計費は除く） ※工事は市内建築業組合に登録した市内施工業者を利用すること。 ・備品費（創業に必要となる備品の購入に係る経費） ※工事以外の設備費に係る発注先については、市内に事業所を有する業者を利用すること。ただし、市内に事業所を有する業者が取り扱っていないものについてはその限りでない。 ・広告宣伝費（創業時の販路開拓の広告に係る経費、チラシ等の印刷、新聞等への折込み費用、広告等への掲出費、事業用HP製作費など、創業時の経営の広告に係る経費、求人広告費など） ・その他（市長が適当と認める経費）
5 申請先	商工課


6 ホームページ	市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/ soogyosutatoaxtupu.html	
7 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	

N0. 5 中小企業・小規模事業者支援補助事業（事業者向け）


1 支援の種類	中小企業・小規模事業者支援補助金	
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>中小企業者等が行う経営革新事業や事業承継等に要する経費の一部を補助する。</p> <p>地元商工業者が持つ独自の強みを生かしつつ、新たな商品開発や新分野進出などの取組みを支援する。</p> <p>○補助対象者</p> <p>①中小企業者等の主たる事業所又は事務所が市内に所在していて、かつ、事業を1年以上営んでいること。</p> <p>②中小企業者以外の者が単独で、当該中小企業者の発行株式総数2分の1以上の所有又は出資総額の2分の1以上の出資をしていないこと。</p> <p>③中小企業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が反社会的勢力関係者ではなく、かつ当該中小企業者の経営に参画等していないこと。</p> <p>④市税等の滞納がないこと。</p>	
3 補助率及び交付金額	<p>○補助率及び補助上限額</p> <p>・3分の2に相当する額。上限50万円</p>	
4 補助対象経費	<p>○補助対象経費</p> <p>①中小企業者等経営革新に係る経費（新商品・新技術・新役務開発）</p> <p>②事業承継等促進事業（事業承継計画書・M&A計画策定費用）</p>	
5 必要書類等	<p>申請書各号の様式のほか</p> <p>添付書類として、経営革新計画承認書の写し・承認を受けた中小企業革新計画書の写し・見積書の写し</p> <p>法人の場合（登記事項証明書）</p> <p>個人事業主の場合（確定申告書の写し）</p>	
6 申請先	商工課	
7 ホームページ	<p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/syoukibochozyokin.html</p>	
8 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	

NO. 6 クラウドファンディング活用支援事業（事業者向け）

1 支援の種類	クラウドファンディング活用支援事業補助金
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>産業の振興による地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う個人、中小企業者及び任意団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○補助対象団体等（いずれかに該当し、かつ市税を完納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上市内に居住している個人又は市内で事業を1年以上営んでいる中小企業者及び任意団体 ・市内で創業等を行うための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者で、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始又は開始して1年以内の者 ・その他、市長が市の産業の振興による地域経済の活性化を図るため、特に補助金の交付が適当であると認める団体等 <p>○補助対象事業及び補助対象内容（いずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内における創業 ・新商品及び新サービスの開発及び販路の開拓 ・新事業展開 ・その他、市長が特に補助金の交付が適切であると認める事業
3 対象経費等	<p>対象経費は運営事業者と契約した目標支援金額又は調達額のいずれか少ない金額に係る手数料（消費税及び地方消費税を除く）とし、補助金の額は対象経費の予算の範囲内で定める額。</p> <p>ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。</p> <p>※補助は50万円を限度。</p>
4 申請方法及び申請書類	<p>事業開始の1カ月前までに商工課へ書類提出が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市税等納税状況確認同意書 ②事業者と締結した契約書の写し ③事業者提出した応募申込書等のプロジェクトの詳細がわかる資料 ④任意団体にあつては規約、構成員名簿及び代表者の住民票の写し ⑤法人にあつては定款の写し及び法人の事業内容がわかるパンフレット等 ⑥個人にあつては住民票の写し


5 ホームページ	市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/crowdf.html	
6 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	

NO. 7 セーフティネット保証制度（事業者向け）


1 支援の種類	保証	
2 支援の内容	<p>○制度の概要</p> <p>取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度。</p> <p>※これらの制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第4項に基づく「特定中小企業者」であることについて、市長の認定を受ける必要があります。</p>	
3 必要書類等	<p>申請が必要となります。</p> <p>申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。</p>	
4 申請	商工課	
5 ホームページ	<p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kanko-tyuusyokigyousien.html</p>	
6 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6667	

NO. 8 中小企業経営合理化資金制度保証料低減額負担金事業（事業者向け）

1 支援の種類	中小企業経営合理化資金制度 県信用保証協会保証料低減額負担金
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>市内の中小企業者の経営合理化及び経営基盤の強化に必要な資金の融通を促進し、中小企業の育成振興を図る。</p> <p>福島県信用保証協会は市の指定する取扱金融機関の本店に預託し、預託額の5倍に相当する額を中小企業者に融資保証を行う。</p> <p>※福島県信用保証協会が定める基本保証料率と制度保証料率との差額については、市が負担する。当該差額相当額については、協会からの請求で市が支払う。</p> <p>○申込人の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、かつ、市税を完納している中小企業者とする。 ・市内で開業等を行うための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者で、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始又は開始して5年以内の者とする。また、中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱の別表に定める協会の保証制度要綱に規定された要件を満たす場合については、各要綱に定める保証制度を併用することができる。併用する場合は、保証融資の条件の範囲内で、協会の定めるところによる。
3 保証融資の条件	<p>①資金用途 運転資金及び設備資金</p> <p>②融資限度額 1企業当たり1,500万円とし、創業関連保証対象者においては2,000万円とする。</p> <p>③融資期間 10年以内</p> <p>④融資利率 金融機関との特約利率による</p> <p>⑤返済方法 原則として毎月の分割返済とする。ただし、短期資金（1年以内）については一括返済を認め、設備資金については6カ月以内の据え置きを認めるものとする。</p> <p>⑥信用保証率 協会が定める基本保証率に応じて、年間の信用保証率を定める。</p> <p>⑦保証人及び担保 法人、組合の場合 原則として連帯保証人1人以上とし、必要に担保を徴する。 個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。</p> <p>⑧申込場所及び協力機関 取扱金融機関、協会</p>

4 ホームページ	市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kanko-tyuusyoukigyou-sien.html	
5 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	


NO. 9 中小企業借入金利子補給事業（事業者向け）

1 支援の種類	中小企業借入金利子補給金	
2 支援の内容	○支援の概要 中小企業者が、近代化と自主的な経済活動を促進し、企業の安定成長を期するため、金融緩和対策の一環として、予算の範囲内で借入金の利子の一部を補給金として交付する。	
3 利子補給の交付対象	<p>①市内に住所及び事務所を有し、かつ、同一事業を1年以上営み、市税を完納している者</p> <p>②市内に本店の所在地を有する法人で、かつ、同一事業を1年以上営み、市税を完納している法人</p> <p>③市内で開業等を行うための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者で、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始又は開始して1年以内の者</p> <p>④前3号に該当するものであっても、店舗等の新增改築や施設等の整備資金については、当該店舗及び施設等の所在地が田村市内にある場合に限るものとする。</p>	
4 指定融資制度資金及び貸付限度額等	<p>○指定融資制度資金</p> <p>①田村市中小企業経営合理化資金保証融資</p> <p>②株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付</p> <p>③福島県商工事業協同組合資金</p> <p>○貸付限度額</p> <p>上記①及び②については、当該制度に定める額とし、③については300万円以内とする。</p>	
5 利子補給の算定、交付期間及び限度額	<p>○利子補給の算定、交付期間</p> <p>融資制度の定める利率により、借入金額に対する利子振込開始月から最大24回分の利子相当額となります。</p> <p>算定した利子補給額は、15万円を限度とする。</p> <p>※借入した時期により限度額や算定期間が異なりますので、詳しくは商工課へご相談ください。</p>	
6 ホームページ	<p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kanko-tyuusyokigyou-sien.html</p>	
7 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	

NO. 10 新規雇用企業等支援金交付事業

1 支援の種類	新規雇用企業等支援金
2 支援の内容	○支援の概要 産業構造の中核を担う中小企業及び新規雇用者を支援することを目的に支援金を交付する
3 奨励金の 交付対象	○企業の要件 ①市内に所在する中小企業支援法に規定する事業所 (介護・福祉事業所を除く) ②交付申請日に市内で3年以上事業を継続している事業所 ③国・県・市・その他の団体が主催する企業支援を目的とした講習、 講演、セミナー等に参加している事業所 ○雇用の要件 ①申請年度の4月1日時点で25歳未満の新規就労者の方 ②交付申請時点で9か月以上継続して勤務している方 ③交付申請日に退職又は離職していない方
4 支援金の額	要件を満たす雇用者 一人当たり 150,000円/年 (次年度も申請することで継続して2年間の需給が可能)
5 措置期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
6 申請方法	勤務している事業者が申請し、新規雇用者へ支援金を交付します。 申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。
7 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677


NO. 1 1 工場立地奨励金

1 支援の種類	工場立地奨励金	
2 支援の内容	○支援の概要 田村市内に工場の立地の促進を図り、もって産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とし、工場の新設又は増設を実施した事業に対し、工場立地奨励金を交付する	
3 奨励金の交付対象	①工場を新設又は増設しようとするために取得又は借地した用地の面積が3,000㎡以上、若しくは一体性を有する土地に新設又は増設した工場の延べ床面積が500㎡以上であること。 ②用地取得又は借地の日から3年以内に操業を開始すること。	
4 奨励金の額及び交付期間	○奨励金の額 工場を新設又は増設した工場に係る償却資産、工場用地建物及びその敷地である土地に対して、市が課する固定資産税相当額 ○交付期間 工場の操業開始後、市が固定資産税を課することとなった年度から、新設は10か年、増設は3か年	
5 申請方法	申請が必要となります。 申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。	
6 ホームページ	市ホームページ https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/kanko-kigyouritti-sien.html	
7 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	


NO. 1 2 (国制度) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

1 支援の種類	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	
2 支援の内容	<p>○制度の概要</p> <p>被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る</p>	
3 交付対象	<p>○対象事業（業種）</p> <p>製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等</p> <p>○対象地域</p> <p>被災 12 市町村</p> <p>○対象施設</p> <p>①工場、②物流施設、③試験研究施設、④コールセンター・データセンターの用に供される施設、⑤店舗（卸・小売業、飲食店等生活関連サービス業の施設）、⑥宿泊施設、⑦社宅、⑧機械設備</p> <p>○対象経費</p> <p>土地取得費、土地造成費、建物取得費、設備費</p> <p>※事業を遂行するために、真に必要なかつ適切な経費</p>	
4 交付要件	投下固定資産額に応じた新規地元雇用者数	
5 補助率及び補助上限額	<p>○補助率</p> <p>中小企業 3/5 以内、大企業 2/5 以内</p> <p>○補助上限額</p> <p>30 億円（第 3 社委員会の評価が特に高い案件は 50 億円）</p>	
6 ホームページ	<p>県ホームページ</p> <p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-jiritsuhojyokin.html</p>	
7 お問い合わせ	商工課 TEL 82-6677	

NO. 1 3 (国制度) ふくしま産業復興投資促進特区


1 支援の種類	ふくしま産業復興投資促進特区	
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>「ふくしま産業復興投資促進特区」で定める特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に貢献する事業（復興推進事業）を実施する事業者に対し、税制上の優遇措置を行う</p>	
3 対象となる復興推進事業	<p>○対象事業</p> <p>①輸送用機械関連産業、②電子機械関連産業、③情報通信関連産業、④医療関連産業、⑤エネルギー関連産業、⑥食品・飲料関連産業、⑦環境・リサイクル関連産業、⑧地域資源活用型産業、⑨農業関連産業、⑩水産関連産業</p> <p>○対象区域</p> <p>特定復興産業集積区域として定める区域</p>	
4 優遇措置の概要	<p>○国税</p> <p>①設備投資に係る特別償却又は税額控除（第 37 条）</p> <p>②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（第 38 条）</p> <p>③開発研究用資産について取得価格の一部の特別償却、開発研究用資産の償却費の一部の税額控除（第 39 条）</p> <p>④新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入、再投資等した場合には即時償却（第 40 条）</p> <p>○地方税</p> <p>①事業税、②不動産取得税、③固定資産税の課税免除</p> <p>※県及び市町村の条例で定めるところによる</p>	
5 申請方法	<p>申請が必要となります。</p> <p>申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。</p>	
6 ホームページ	<p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/f-tokku-tamura.html</p>	
7 お問い合わせ	<p>商工課 TEL 82-6677</p>	

NO. 1 4 (県制度) イノベ構想の推進に係る税の優遇措置

1 支援の種類	ふくしま産業復興投資促進特区	
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>イノベ構想に係る重点分野の取組を推進するため、新産業創出等推進事業促進区域内において、重点分野における新製品の開発など、新産業創出等推進事業を行う場合に、設備投資、被災者等の雇用、研究開発に対して、税の優遇措置を行う</p>	
3 対象となる 新産業創出等 推進事業	<p>○対象分野</p> <p>①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙</p> <p>○対象事業（新産業創出等推進事業）</p> <p>新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって、福島国際研究都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定められた事業</p> <p>①新たな製品の研究開発の推進等に資する事業</p> <p>②独自に開発した技術を活用した新製品の開発等に関する事業</p> <p>③先進的な技術の活用や既存の技術の改良による新商品の開発等に関する事業</p> <p>○対象区域</p> <p>田村市新産業創出等推進事業促進区域として定める区域</p>	
4 優遇措置の 概要	<p>①避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除</p> <p>②設備投資を行う場合の特別償却又は税額控除</p> <p>※県及び市町村の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免もあり</p> <p>②開発研究用資産への投資を行う場合の即時償却及び税額控除</p>	
5 申請方法	<p>福島県知事の認定が必要となります。</p> <p>認定申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。</p>	
6 ホームページ	<p>県ホームページ</p> <p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html</p>	
7 お問い合わせ	<p>商工課 TEL 82-6677</p>	

NO. 15 (国制度) 先端設備等導入計画

1 支援の種類	先端設備等導入計画
2 支援の内容	<p>○支援の概要</p> <p>中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画である「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、税制支援や金融支援などの支援措置の活用が可能</p>
3 先端設備等導入計画の内容	<p>○対象者</p> <p>新たに設備を導入する中小企業者</p> <p>○先端設備等導入計画の主な要件</p> <p>①計画期間：3年間、4年間又は5年間</p> <p>②計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること</p> <p>③設備の種類：機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア</p> <p>※生産、販売活動等のように直接供される設備</p> <p>④認定経営革新等支援機関における事前確認を受けること</p>
4 税制支援の内容	<p>○対象者</p> <p>資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）</p> <p>○対象設備</p> <p>認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備</p> <p>①機械装置（160万円以上）</p> <p>②測定工具及び検査工具（30万円以上）</p> <p>③器具備品（30万円以上）</p> <p>④建物付属設備（60万円以上）※</p> <p>※家屋と一体となって効用を果たすものを除く</p> <p>○その他の要件</p> <p>①投資計画について、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれ、認定経営革新等支援機関の確認をうけること</p> <p>②導入設備が生産、販売活動等の用に直接供されるものであること</p> <p>③導入設備が中古資産でないこと</p> <p>○特例措置</p> <p>①固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減</p> <p>②賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

5 申請方法	<p>税制支援を受けるためには、設備の取得前に計画の認定を受けることが必須です。</p> <p>認定申請方法、必要書類等については商工課へご相談ください。</p>	
6 ホームページ	<p>市ホームページ</p> <p>https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/seisankoujyou_1.html</p>	
7 お問い合わせ	<p>商工課 TEL 82-6677</p>	